



浦添市公告第10 / 号

浦添市立児童センター日常清掃業務及び草刈り作業の委託について、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を行うので、浦添市契約規則第32条の2第2項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和 5年 3月29日

浦添市長 松本 哲治



随 意 契 約 の 事 前 公 表

1 契 約 件 名	浦添市立児童センター日常清掃業務及び草刈り作業の委託
2 契 約 内 容	浦添市直営の浦添市立西原、まちなと児童センターの衛生的環境を確保するため、清掃業務及び草刈り作業を委託する。
3 契 約 の 相 手 方 の 決 定 方 法	選定基準をすべて満たした団体と契約を締結する。
4 選 定 基 準	(1) 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する団体であること。 (2) 本市内に拠点を有し、業務の円滑な履行が可能であること。 (3) 本市と契約実績があり、当該履行状況が良好であること。 (4) 臨時的かつ短期的な就業を希望する本市の高齢退職者のために、就業の機会を確保するとともに、組織的に提供する業務を行っていること。
5 申 請 方 法	見積書の提出による。
6 契 約 担 当 課	こども未来部 こども政策課 電話番号 (098) 876-1282 (内線番号 3646)